

障発0411第5号
平成24年4月11日
一部改正 障発0331第45号
平成26年3月31日
一部改正 障発0409第6号
平成27年4月9日
一部改正 障発0330第5号
平成28年3月30日
一部改正 障発0330第7号
平成29年3月30日
最終改正 障発0315第1号
平成30年3月15日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

工賃向上計画支援等事業の実施について

平成30年2月28日付け障発0228第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』にて「工賃向上計画」の指針をお示しし、平成30年3月2日付け障発0302第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取り扱いについて」にて経営改善支援の実施についても依頼したところであるが、この具体的な取組のため「工賃向上計画支援等事業実施要綱」を定めたので、事業の運営に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成19年7月6日付け障発0706005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「工賃倍増5か年計画支援事業の実施について」及び平成29年3月30日付け障発0330第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「工賃向上計画支援事業の対象となる就労継続支援A型事業所の基準について」は廃止する。

(別紙)

工賃向上計画支援等事業実施要綱

1 事業の目的

本事業では、都道府県ごとに就労継続支援B型事業等の工賃水準の向上を図るための具体的な方策等を定めた「工賃向上計画」を策定し、事業所で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、就労継続支援A型事業についても、生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加その他の賃金向上を図るための取組を推進する。また、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

なお、都道府県が策定した「工賃向上計画」に基づき実施する事業及び就労継続支援A型事業に係る経営改善支援、賃金向上に関する事業の全部又は一部を、社会福祉法人及び民法第34条の規定により設立された法人（社団法人及び財団法人）又は特定非営利活動法人等であって、適切な事業運営ができること認められるものに委託することができる。

3 事業の内容

工賃向上計画支援等事業の事業内容については、次のとおりとする。

(1) 基本事業

ア 工賃・賃金アップ取組事業所経営改善支援事業

障害者就労施設等（下記4（2）に掲げる障害者就労施設等をいう。以下同じ。）の経営改善に向け、経営コンサルタントや企業経営の経験のある企業OB等の積極的活用により、効果的な工賃向上計画・賃金向上計画等の策定や管理者の意識向上のための支援を実施する。

(ア) 経営コンサルタントの派遣等による事業所の経営改善支援

(イ) 工賃向上計画・賃金向上計画等の策定及び管理者の意識改善支援

イ 共同受注窓口を活用した品質向上支援事業

障害者就労施設等が提供する物品等の品質向上や生産効率の向上等に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施する。

(ア) 専門家の派遣等による技術指導による品質向上支援

(イ) 利用者の作業効率向上支援

ウ 事業所職員の人材育成（生産活動への企業的手法の導入）のための研修等に係る事業

障害者就労施設等の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産効率向上のための企業的手法の導入などに係る研修会を開催する。

エ インターネットを活用した工賃向上計画又は都道府県が実施する賃金向上のための取組の情報の提供

オ アからエまでに掲げるもののほか、工賃向上計画に基づく具体的な取組又は都道府県が実施する賃金向上のための取組を実施するための事業

カ その他本事業の趣旨に資すると認められるもの

(2) 特別事業

ア 共同受注窓口による障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供体制構築等事業

共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者（自治体、障害者就労施設等、民間企業等）が参画する協議会を設置し、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築する。

協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業、経営者団体等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出による販路拡大などを検討・実施する（必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するワーキンググループを設置し、工賃や賃金の向上に資する品質向上などの方策について検討する）。

イ 農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃・賃金の向上及び農業の支え手の拡大を図るため、障害者就労施設等へ農業に関する専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農福連携マルシェの開催等を支援する。

具体的には以下の（ア）から（オ）を実施する。なお、当該事業を実施するに当たっては、都道府県農政部局と連携し事業実施地域における主要農産物の生産状況、価格、市場ニーズ等の把握を行った上で、効果的・効率的に実施するよう努めることとする。

- （ア）農業に関する十分なノウハウを有していない障害者就労施設等に対し、農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言
- （イ）農業の専門家の派遣等による6次産業化への取組支援
- （ウ）農業に取り組む障害者就労施設等による農福連携マルシェの開催支援
- （エ）農業に取り組んでいる障害者就労施設等の好事例を収集し、他の障害者就労施設等で共有するなどの意識啓発等

(オ) 農業生産者と障害者就労施設等による施設外就労とのマッチング支援

ウ 在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就職や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築する。具体的には以下の(ア)から(カ)の内容を盛り込むようにし、事業を行う際には、モデル事業を実施するための有識者等を含めた検討会を開催するとともに、在宅障害者の実態把握やニーズ調査等を十分に行うこと。

(ア) 在宅就業を希望する障害者に対するICT技術等のスキルアップ支援

(イ) 在宅就業の障害者に対する仕事の発注促進などの企業への普及・啓発

(ウ) 発注企業の開拓・企業に対する発注への相談支援

(エ) 在宅障害者と企業から発注された仕事の効率的なマッチング体の構築

(オ) 在宅就業の障害者が受注した仕事を支援する体制の構築

(カ) 企業と在宅就業の障害者をつなぐICTネットワークの構築

4 留意事項

(1) 平成30年2月28日付け障発第0228第3号の通知内容に留意すること。

(2) 本事業の対象となる障害者就労施設等は次のア～ウのとおり。

なお、都道府県内の全ての事業所（指定都市、中核市、その他指定権限の移譲をうけた市町村が指定した事業所も含む。）が対象であることに留意し、都道府県は管内市町村とも連携を図って取り組むこと。

ア 就労継続支援A型事業所（経営改善計画書又は賃金向上計画を都道府県に提出している事業所又は都道府県が認めた事業所。）

イ 就労継続支援B型事業所

ウ 生活介護事業所（生産活動を行っている場合）及び地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について都道府県が認めた事業所

(3) 在宅就業の支援体制の構築に向けたモデル事業の委託先事業所については、都道府県が補助事業者として認めた在宅雇用や在宅就業支援などのノウハウを有する社会福祉法人、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人等とすること。

(4) 農福連携による就農促進プロジェクトにおける「農福連携マルシェの開催支援」に係る注意点

- ア 農福連携マルシェを開催するにあたっては、普及・啓発のみの効果を見込むのではなく、障害者就労支援施設等が生産する商品の販路拡大や障害者の工賃・賃金向上につながるよう実施方法を工夫すること。
- イ 本事業の対象事業所以外の事業所とマルシェを共同開催する場合には、本事業の対象となる事業所にかかる経費のみを按分する等合理的な方法により算出し、計上すること。
- ウ 全国で統一感を持った農福連携マルシェの取組がより効果的であることから、農福連携マルシェの開催を実施する場合には、別添の使用規程を確認の上、農福連携ポスター及びのぼりを積極的に活用すること。

(5) 在宅就業の支援体制の構築に向けたモデル事業について

在宅就業の支援体制の構築に向けたモデル事業を実施した場合には、在宅障害者の実態やニーズ等の現状、事業の成果、成果を踏まえた今後の取組等を報告書としてとりまとめ、国へ提出すること。

5 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県が支弁する。

なお、対象事業所については、都道府県内の全ての事業所を対象としていることから、事業の実施にあたっての費用負担は、各自治体と協議の上進めること。

6 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。ただし、以下(1)及び(2)若しくは(3)の農林水産省の交付金を使用する場合には当該事業費の補助対象外とする。

- (1) 維持管理費
- (2) 都道府県が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行う費用、又は個人負担を直接的に軽減する費用
- (3) 農山漁村振興交付金（都市農村共生・対流及び地域活性化対策）

7 施行期日

この通知は平成24年4月1日から施行するものとする。

(別添)

農福連携ポスター及びのぼり使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、農福連携ポスター及びのぼりを使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(使用制限)

第2条 農福連携ポスター及びのぼりは、厚生労働省及び農林水産省のほか、都道府県又は市町村が主催又は共催する（委託を含む。）農福連携の共同販売会を実施する場合のみ使用することができるものとする。

(農福連携ポスター及びのぼりのデザイン変更について)

第3条 農福連携ポスターについては、別紙1の規定のとおりとする。
農福連携のぼりについては、別紙2のとおりとし、変更できないものとする。

(使用の中止等)

第4条 農福連携ポスター及びのぼりの使用に関し、第2条に該当しないと認められるとき又はその使用が不適切であると認められるときは、厚生労働省及び農林水産省はその使用を差し止めることができる。

(使用料)

第5条 農福連携ポスター及びのぼりの使用料については、無料とする。

(農福連携ポスター及びのぼりに関わる権利)

第6条 農福連携ポスター及びのぼりに関するデザインの権利は、厚生労働省及び農林水産省に帰属する。

(規程の改定)

第7条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(附則)

第8条 この規程は、平成28年9月27日から施行する。

農福連携ポスターの規定

1. 変更可能部分について

「ノウフクマルシェ」より上段について、変更はできないものとする。

次の（１）から（４）までの項目は必須とし、（５）、（６）については任意とする。

- （１）開催日時
- （２）開催場所
- （３）主催者
- （４）運営事務局の実施団体名、住所、連絡先
- （５）サブタイトル等
- （６）マルシェの特色、アピールポイント

2. 字体

字体については、小塚ゴシック Pro を基本とするが、それがない場合は MS ゴシックもしくはそれに類似した字体とする。

3. 字体の色

字体の色については、黒色を基本とするが、1（１）については紫色若しくは黒色とする。

ノウフク
PROJECT

「農業」と「福祉」が
つながって、
日本を元気に！

農福連携マルシェ2016

ノウフクマルシェ

(5) サブタイトル等

(1) 開催日時

平成28年 ○月○日○～○月○日(○) ○:○～○:○

(2) 開催場所

場所：○○○○

(6) マルシェの
特色・アピール
ポイント

「農業」と「福祉」の連携は、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加などの課題に対して、障害者が農業に関わることで補うとともに、障害者にとっては、就業機会の確保や収入の増加につながるもので、「農業」と「福祉」が連携することで、それぞれの課題解決につながっています。また、農福連携は新しい事業や地域コミュニティを育み、その可能性の幅を広げています。「ノウフク マルシェ」は、そんな「農業」と「福祉」の連携で生まれた、地域の農産品や加工品を広くみなさんにご紹介して、ご購入していただくための市場です。



主催

(3) 主催者



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare



農林水産省
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

(4) 運営事務局
の実施団体名、
住所、連絡先

運営事務局：一般財団法人 地方自治体公民連携研究財団

東京都港区赤坂1-9-13三会堂ビル2階 TEL 03-5573-4261 FAX 03-5573-4490



ノウフク マルシェ

「農業」と「福祉」がつながって、日本を元気に！

ノウフク
PROJECT